

インパクト志向金融宣言

第11回ワーキングレベル会合 議案書

2024年7月25日09:30～11:30

オンライン・リアル同時開催

インパクト志向金融宣言

Japan Impact-driven Financing Initiative

決議事項一覧

- ❑ 議長・副議長選出
- ❑ (第1号決議事項)第13条2項に基づく、会費導入にかかる運営規程の改定
- ❑ (第2号決議事項)第13条2項に基づく、その他の運営規程の改定
- ❑ (第3号決議事項)「会費起算日」の決定
- ❑ (第4号決議事項)「特別賛同機関(創立者)」の名称を付す決議
- ❑ (第5号決議事項)「特別協賛」の名義を付す決議

(第1号決議事項) 第13条2項に基づく、会費導入にかかる運営規程の改定

2025年4月以降の会費制導入のため、別添案の通り、運営規程を改訂することとしたい。

条項(新条項)	内容
第6条(権利及び責務・義務)	第5項 義務として会費支払いを明記
第7条(会費)	会費支払いについて定めたもの。詳細は別表とする
第11条(地位の取消)	会費支払いがない場合の地位取消について明記
別表	会費の詳細について明記

- 別添資料 新運営規程案・運営規程改訂のポイント

(第2号決議事項) 第13条2項に基づく、その他の運営規程の改定

その他の点に関し、別添案の通り、運営規程を改訂することとしたい。

条項(新条項)	内容
第12条(賛同機関の地位) 第7項	賛同機関の中で本宣言に対して特に甚大な支援を提供した賛同機関について特別な呼称を認めることを定めたもの(具体的には、発足時から自走化に至るSIIFの支援実績を念頭において特別な呼称を付すことを想定したもの)
第13条(協賛・後援等の地位付与)	①特定イベントへの協賛・後援、②継続的に多大なる人的・財務的な支援等を行う機関について定めたもの(②は官民共創ハブを継続的に無料で会場提供して頂いている中央日本土地建物(株)を想定したもの。)
第21条(定足数・決議)	第1項 定足数について明確化したもの 第2項 宣言本文の改定について、委任状の提出がない場合を棄権と定めたもの
第23条(定足数未達と事前審議会)	決議を行わないが審議だけを行う会議体について定めたもの

- 別添資料 新運営規程案・運営規程改訂のポイント

(第3号決議事項)「会費起算日」の決定

2025年4月以降の会費制導入のため、(新)運営規程第7条の「会費起算日」を以下と定めることとしたい。

(会費起算日) 2025年4月1日

(新)第7条(会費)

署名機関は、**総会の決議により定めた日(以下「会費起算日」という)** 以降、別表に定める会費を負担しなければならない。会費起算日までは、署名機関には会費の負担は発生しない。

(第4号決議事項)「特別賛同機関(創立者)」の名称を付す決議

(新)運営規程第12条第7項に基づき、一般財団法人社会変革推進財団(SIIF)に対し、「特別賛同機関(創立者)」の名称を付すこととしたい。

(理由)SIIFが本宣言の準備・設立時点より継続的に果たしてきた多大な人的・財務的な支援による貢献に対し感謝の意を示し、自走化後もこれを記録するため、「特別賛同機関(創立者)」との名称を付すもの。

第12条(賛同機関の地位)

- 1.政府、政府機関、国際機関などの公的機関及び公益もしくは非営利を目的とした団体・組織が、本宣言の趣旨に賛同し、本宣言に基づく活動に協力を提供できる場合には、当該機関あるいは当該団体・組織は、賛同機関として、運営委員会の承認する範囲において、分科会の活動および本宣言が主催するその他の行事に参加することが出来る。
- 2.本運営規程の発効後の新たな賛同機関の招聘については、運営委員会にて決定する。
- 3.賛同機関は、いつでも、自ら賛同機関であることを辞めることができる。
- 4.運営委員会は、賛同機関と事前に協議したうえで、運営委員会の決定により、その地位を取り消すことができる。
- 5.賛同機関は、第7条の会費の支払い義務を負わず、個別の契約等を通じない限り本宣言及び署名機関に対して、本宣言上の義務を負わない。
- 6.賛同機関(次項の名称を付された賛同機関を含む)は、本宣言に基づく活動の運営には関与せず、総会での議決権などは有しない。
- 7.本宣言に対して特別な人的・財務的支援を提供した賛同機関に対しては、第 21条第1項の方法による総会の決議により、その貢献に相応しい特別な名称を付すことができる。

(第5号決議事項)「特別協賛」の名義を付す決議

(新)運営規程第13条第2項に基づき、中央日本土地建物(株)に対し、「特別協賛」の名義を付すこととしたい。

(理由)宣言の活動に対して、年間10回以上官民共創HUBを無償で提供頂いていることを踏まえ、本宣言の会合運営に多大な貢献をしているため、この支援が継続する限り、同社に対して「特別協賛」の名義を付すもの。

第13条(協賛・後援等の地位付与)

- 1.署名機関であるか否かを問わず、ある法人・団体等が、本宣言の特定の活動を支援するために人的、事務的、物理的もしくは財務的な支援を行う場合には、運営委員会の判断において、当該法人・団体等に対して、協賛・後援等の名義を付すことができる。但し、署名機関および賛同機関としての義務および通常の活動の範囲に含まれるものを除く。
- 2.署名機関であるか否かを問わず、ある法人・団体等が、本宣言の活動を支援するために一定の期間、継続的に多大なる人的、事務的、物理的もしくは財務的な支援を行う場合には、当該法人・団体等に対して、当該支援の継続する期間において、**特別協賛・特別後援等の名義を付すことを総会で決議することができる。** 但し、署名機関および賛同機関としての義務および通常の活動の範囲に含まれるものを除く。なお、この場合の決議は、第21条第1項の方法による。